

京都市教育委員会教育長訓令甲第5号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

学校職員の辞令文例の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

別記第3中「京都市教育委員会教育長」を「京都市教育委員会」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)